

益田市告示第 1 8 7 号

益田市狩猟免許取得等奨励事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 5 日

益 田 市 長 山 本 浩 章

益田市狩猟免許取得等奨励事業補助金交付要綱

益田市狩猟免許取得奨励事業補助金交付要綱（平成 2 3 年益田市告示第 7 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣の捕獲に従事する担い手の確保及び育成並びに有害鳥獣による農林水産物被害の防止を図るため、狩猟免許の取得等及び猟銃による捕獲技術の向上を奨励し、これらに要する経費の一部について予算の範囲内で交付する益田市狩猟免許取得等奨励事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成 9 年益田市規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 益田市鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣をいう。
- (2) 狩猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 3 9 条第 2 項に規定する狩猟免許のうち、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許をいう。
- (3) 銃砲所持許可証 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する許可証のうち、同法第 4 条第 1 項の規定による狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための猟銃又は空気銃の所持の許可に係るものをいう。

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 新たに、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る狩猟免許状及び銃砲所持許可証の交付を受けた者

イ 現に第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る狩猟免許状の交付を受けている者で、新たに銃砲所持許可証の交付を受けたもの

ウ 新たに、わな猟免許に係る狩猟免許状の交付を受けた者

エ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を有し、有害鳥獣の捕獲に従事している者又は従事する見込みがある者で、猟銃による捕獲の安全性及び射撃技術の向上のために射撃練習を実施するもの

(4) 益田市猟友会に所属し、市内における有害鳥獣の捕獲に率先して、かつ、継続的に従事することを誓約できる者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象経費の支払が完了した日が属する年度の3月31日までに、益田市狩猟免許取得等奨励事業補助金交付申請書兼請求書（様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和8年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	交付額
第一種銃 猟免許若 しくは第 二種銃 猟免許又 は銃砲所 持許可証 取得支援	狩猟免許試験事前講習会受講料、狩猟免許申請手数料、猟銃等講習会受講料、教習射撃資格認定申請手数料、猟銃用火薬類譲受許可手数料、教習射撃受講料、銃砲所持許可申請手数料、写真代、診断書料、ガンロッカー購入費用、装弾ロッカー購入費用その他の狩猟免許（第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に限る。）及び銃砲の所持許可を受けるために必要な経費で市長が認めるもの	補助対象経費に1／2を乗じて算出した額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。ただし、算出した額が8万円を超える場合は、8万円とする。
わな猟免 許取得支 援	狩猟免許試験事前講習会受講料、狩猟免許申請手数料、写真代、診断書料その他の狩猟免許（わな猟免許に限る。）を受けるために必要な経費で市長が認めるもの	補助対象経費に1／2を乗じて算出した額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。ただし、算出した額が2万円を超える場合は、2万円とする。

射撃技術 向上支援	射撃場利用料、標的代、装弾購入費、 保険料、旅費その他の装薬銃による捕 獲の安全性及び射撃技術を向上させ るために必要な経費で市長が認める もの	補助対象経費に 2 / 3 を乗じて 算出した額（千円未満の端数が あるときは、その端数を切り捨 てた額）以内とする。ただし、 算出した額が 3 万円を超える場 合は、3 万円とする。
--------------	--	---